

あなたが支える市民活動応援事業 (1%応援事業)

令和7年度 市民活動団体用ガイドブック

【お問合せ先】

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市 市民部 市民協働推進課 (電話:097-537-7251)

(FAX:097-536-4605)

(Mail: siminkyodo3@city.oita.oita.jp)

[1%応援事業ホームページ](#)

本事業については、令和7年3月に開催される大分市議会第1回定例会で
令和7年度当初予算が可決された場合に実施となります。

大 分 市

1. 制度の目的と概要

市民の皆さんに「市民活動」や「税金の使い道」に関心をもってもらうことを目的とし、市民の皆さんに納めていただいた個人市民税の1%相当額を、市民の皆さんがそれぞれに応援したい団体の活動に補助金として充てることができる制度です。

2. 補助金交付までのながれ（予定含む）

登録	「大分市人材バンク」に登録する（P5参照）	申請まで
申請	応援を受けたい事業を市に申請する。	2月 3日 ～ 2月14日
選考	「選考委員会」で、団体及び事業内容が「市民の皆さんから応援してもらうのにふさわしいものかどうか」を選考します。	3月下旬
結果通知	市は、選考結果を市民活動団体の皆さんにお知らせします。	4月上旬
公表	市は補助対象となった団体を、市報、市ホームページ、制度PR冊子などで市民の皆さんに公表します。	5月下旬
応援届出の受付	市、市民活動団体の皆さんは制度のPR・応援届出の願いをし、市は市民の皆さんからの応援届出を受け付けます。 （届出は、インターネット、市民協働推進課、各支所、地区公民館、ライフパル窓口等で受付）	6月 1日 ～ 7月31日
結果集計	市は、届出の結果を集計し、結果を通知・公表します。	8月上旬
実績報告	団体は、事業終了後速やかに事業の実施内容を取りまとめて、実績報告書を提出します。 ※実績報告書は市ホームページで市民の皆さんに公表します。	事業終了後
補助金交付	実績報告に基づいて補助金額を確定し、補助金を交付します。	実績報告後

3. 補助対象団体

ボランティアグループ、NPO法人、生涯学習指導者団体、地区校区のまちづくりグループなどで、次の要件をすべて満たしている団体です。

- (1) 主に市内を活動拠点としていること。
- (2) 会則、規約、定款など市民活動団体の組織、運営に関する定めを有していること。
- (3) 申請書の提出時において、おおむね1事業年度以上継続的に活動していること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。
- (7) 『大分市人材バンク』に登録する団体であること。
※登録は1～3年ごとの更新手続きが必要です。
※P5に詳細を掲載しています。
- (8) 全活動に占める公益的活動の割合が50%以上であること。

よくある質問

Q 趣味の団体なども補助対象団体になるの？

A 全活動に占める公益的活動の割合が50%以上の団体でなければ補助対象になりません。
よって、趣味的な活動を主に行っている団体は補助対象とはなりません。

Q 申請する事業を1事業年度以上継続していなければいけないの？

A 支援を希望する団体が1事業年度以上継続して活動していればよいです。
よって、継続的に活動している団体が申請する新規事業も補助対象となります。

Q 社団法人、財団法人、社会福祉法人、組合、会社などは補助対象団体になるの？

A 上記の団体の場合であっても、公益的な社会貢献活動を行うために、ボランティアを募り活動をする場合は対象になります。ただし、大分市人材バンクへの登録や、全活動に占める公益的活動の割合が50%以上などの団体要件はクリアする必要があります。

Q 市から他に補助金をもらっている団体でも、補助対象になるの？

A 補助対象事業に、その補助金を使用されていない場合は対象となります。

Q 団体の構成員のみで行う練習や研修、会議、勉強会も公益的活動に含まれるの？

A 練習や会議なども、そこで得た技術や知識を以って公益的活動を行うことにより、『間接的』には市民福祉の向上につながりますが、『直接的』につながっているとは言えないことから、これらは1%応援事業という公益的活動には含まれません。

【全活動に占める公益的活動の割合の算出方法】

(1) 算出の手順

- ① 団体が1年間で行う全活動を「公益的活動」と「その他の活動」に分類する。
- ② 全ての活動において、「実施予定回数」、「予算額」を確認する。
- ③ 「実施予定回数」、「予算額」の2項目で、全活動に占める公益的活動の割合を算出する。

～計算方法～

公益的活動の数値 / (公益的活動とその他の活動の合計値)

- ④ 2項目の平均値を算出する。

～計算方法～

$$\frac{(\text{実施予定回数の公益的割合} + \text{予算額の公益的割合})}{2}$$

- ⑤ ④で算出した平均値が50%以上であることが要件となります。

(2) 公益的活動の要件

公益的活動は、以下の要件を全て満たした活動となります。

- ① 活動の結果、直接的に市民福祉の向上につながるもの。(対象となる市民の範囲がおおむね小学校区以上に及ぶものに限る。)
- ② 営利を目的としないもの。
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としないもの。
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないもの。
- ⑤ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないもの。

全活動に占める公益的活動の割合を算出するために、申請書類の団体調書の中にある、「2 活動計画書（様式1-2）」（下図）を使用します。

① 公益的活動に係る事業						
事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	受益対象者の 予定人数 (延べ)	実施 予定回数 (延べ)	予 算 額 (千円)
1%応援事業補助対象 事業を記載						
小計					(a)	(c)
② その他の活動に係る事業						
事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	対象者 人数	実施 予定回数 (延べ)	予算額 (千円)
小計					(b)	(d)
					(a)+(b)	(c)+(d)
カテゴリー					(a)/(a+b)	(c)/(c+d)
※ 小数点以下は四捨五入してください。					%(A)	%(B)
全 { (A) ※					%	

1 団体が一年間で行う予定の活動を「公益的活動」と「その他の活動」に分類します。
※公益的活動の要件はP3参照。

2 「公益的活動」と「その他の活動」で「実施予定回数」の合計値と「予算額」の合計値を算出します。





3 「実施予定回数」と「予算額」のそれぞれで、「公益的活動」と「その他の活動」の合計値を算出します。

4 「実施予定回数」と「予算額」のそれぞれで、「公益的活動の数値」を「公益的活動の数値とその他の活動の数値の合計値」で割ると、それぞれの公益的活動の割合が算出されます。

5 ④で算出した数値の平均値を計算すると、全活動に占める公益的活動の割合が算出されます。
この数字が50%以上であることが要件となります。

4. 『大分市人材バンク』について

『大分市人材バンク』とは、ボランティアグループ・NPO法人・生涯学習指導者団体・まちづくりグループ等の情報を一元管理してインターネット上で提供するホームページです。登録の方法については、以下の窓口までお問い合わせください。（ボランティアグループ以外の登録様式は大分市人材バンクHPでダウンロードができます。）

ボランティアグループ	生涯学習指導者団体
	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">大分市ボランティア・市民活動センター</div> <p>【住所】大分市金池南1丁目5番1号 ホルトホール大分4階 (大分市社会福祉協議会内)</p> <p>【電話】097-547-7419</p> <p>【Mail】volun@oita-syakyo.jp</p> <p>【受付時間】月～土9:00～18:00 (第2・第4月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日)及び祝日を除く)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社会教育課</div> <p>【住所】大分市荷揚町2番31号 (市役所第2庁舎4階)</p> <p>【電話】097-537-5649</p> <p>【受付時間】平日8:30～17:15</p>
NPO法人	
	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 『ライフパル』 生活安全・男女共同参画課 市民活動・消費生活センター </div> <p>【住所】大分市府内町3丁目7番39号</p> <p>【電話】097-573-3770</p> <p>【Mail】info@support-oita.jp</p> <p>【受付】平日9:00～21:00 土・日・祝9:00～17:00</p> <p>※休館日：月曜日 (ただし、月曜日が祝日の場合は翌日)</p>	<p>大分中央公民館 【電話】097-538-0100</p> <p>大分西部公民館 【電話】097-543-4938</p> <p>大分南部公民館 【電話】097-568-0055</p> <p>南大分公民館 【電話】097-544-6688</p> <p>大分東部公民館 【電話】097-556-8818</p> <p>明治明野公民館 【電話】097-553-3838</p> <p>鶴崎公民館 【電話】097-527-2671</p> <p>大南公民館 【電話】097-597-0259</p> <p>種田公民館 【電話】097-541-0017</p> <p>大在公民館 【電話】097-592-0304</p> <p>坂ノ市公民館 【電話】097-592-0735</p> <p>佐賀関公民館 【電話】097-575-2557</p> <p>野津原公民館 【電話】097-588-0043</p>
まちづくりグループ	
	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市民協働推進課</div> <p>【住所】大分市荷揚町2番31号 (市役所本庁舎2階)</p> <p>【電話】097-537-7251</p> <p>【Mail】siminkyodo3@city.oita.oita.jp</p> <p>【受付】平日8:30～17:15</p>	<p>【受付】火～土 8:30～17:15 日 8:30～12:30</p> <p>※休務日：月曜日・祝日 (ただし、月曜日が祝日の場合は翌日)</p>

5. 補助対象事業

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に実施する事業で、次の要件をすべて満たしているものです。(領収書の日付も同一年度となるため、上記と同じ期間となります)

- (1) 市内で実施するものであること。
- (2) 福祉、環境、教育、スポーツ、青少年の健全育成、その他の公益性のあるものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 本市の市民を主たる対象とするものであること(概ね小学校区以上の住民を対象とすること)。
- (5) 市民活動団体を構成する者を主たる対象とするものでないこと。
- (6) 補助金を受けようとする年度に、本市から別の補助金の交付、委託等を受けていないものであること。

※1つの団体がこの補助金を受けることができる事業は、1年度につき1件です。

《 補助対象事業例 》

保健・医療・福祉	福祉施設への訪問活動 患者・障がい者への支援事業(講演会・交流事業・自立支援など) 健康づくり教室 ウォーキング大会・マラソン大会等の開催 など
社会教育	市内在住の外国人と市民の国際交流事業 子育て支援事業(音遊び・体育遊びの指導) 農業体験・野外活動体験 など
子どもの健全育成	読み聞かせ講座 親子体験教室 職業体験活動 など
学術・文化・芸術・スポーツ	伝統文化の継承活動 音楽会・写真展・絵画展などの開催 小学校への出張教室 など
環境	環境啓発イベント 花いっぱい運動 ホテルの里づくり 里山の保全活動 など
まちづくり	地域特性にちなんだイベント 魅力にぎわいを創出するイベント 観光ボランティア育成事業 など

よくある質問

Q 本市の市民を主たる対象とするとは、どの程度が大分市民ならいいの？

A 受益対象者のうち半数以上が大分市民であることが予想されればよいです。

Q どういう活動が営利活動になるの？

A 営利活動とは、活動で得た利益や資産を構成員に分配することを目的に行う活動のことです。よって、サービスの対価として、利用料や入場料をとったとしても、そこで得た収入を構成員に分配しなければ、営利活動とはなりません。ただし、分配を目的としていなくても、社会通念上、高すぎる利用料や入場料を設定していた場合は、営利活動と認められる場合があります。

Q 市民活動団体を構成する者とは、どの範囲の人をいうの？

A 市民活動団体を構成する者とは、団体の総会で議決権を持つ人（団体の運営に直接関与している人）を言います。よって、サービスを受けるための利用会員（スポーツ教室の教室生など）は、ここでいう構成する者には含まれません。

Q 補助対象事業の自己負担財源はどうすればいいの？

A 自己負担財源としては、市以外の団体からの補助金、寄付金、協賛金、会費、参加費、出店（品）料、チラシ・ポスター等の広告料収入、団体の活動趣旨に則した物販やバザーの収入等が考えられます。

本事業は、市民活動を応援するもので、団体の財政的な自立を阻害するものではありません。本事業の活用を通じて、広く市民に賛同してもらいその財政基盤等の強化をしていただくきっかけづくりとなればと期待しているところです。

Q 具体的にどんな事業が対象となるの？

A 自発的、自主的に行う公益的な社会貢献活動が対象となります。

具体的な事業内容としては、P6の補助対象事業例が想定されますが、これに限らず団体の専門性、独自性を発揮した事業も対象となります。

6. 申請について

(1) 申請受付期間 **令和7年2月3日(月)～令和7年2月14日(金)** (消印有効)

※申請受付期間を過ぎての申請は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

※前年度に申請されていた団体が未申請の場合でも、市から連絡はいたしませんので、受付期間にご注意ください。

※申請期間の後半は大変込み合いますので、お早めの申請をお願いします。

(2) 申請書提出先

○市民協働推進課(市役所本庁舎2階)、各支所

平日 8時30分～17時15分まで(土・日・祝日は休み)

○各地区公民館

火～土 8時30分～17時15分まで

日 8時30分～12時30分まで

※休務日：月曜日・祝日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日)

○ライフパル(生活安全・男女共同参画課 市民活動・消費生活センター)

平日 9時～21時まで

土・日・祝 9時～17時まで

※休館日：月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日)

(3) 提出書類等

- ① あなたが支える市民活動応援事業補助金交付申請書
- ② 団体調書(様式1-1、1-2)
- ③ 事業計画書(様式2)
- ④ 収支予算書(様式3)
- ⑤ 団体要件・事業要件確認シート(様式4)
- ⑥ 誓約書(様式5)
- ⑦ 規約、会則または定款等の写し(最新のもの)
- ⑧ 「応援届出特集号」掲載用 団体PR原稿 **※データ提出!**
- ⑨ 団体PR用プロモーションビデオ(任意)

※USBでの提出はご遠慮ください。⑧に関しては、メール等でご提出ください。

※様式は、上記申請書提出先窓口にて配布しております。

また、市ホームページからダウンロードできます。

※申請書類の記入について不明な点等がありましたら、市民協働推進課及びライフパルへお尋ねください。なお、日程調整が必要となりますので、お電話による事前予約をお願いします。

【団体PR用プロモーションビデオについて】

自分たちの活動をより分かりやすく市民の皆さんにPRすることを目的に、プロモーションビデオの提出を任意でお願いしています。動画での広報は大きな効果がありますので、ぜひご検討ください。

◆注意事項◆

- ・動画の時間は、3分以内、できれば1分程度がベストタイムです。
- ※プロモーションビデオのみ、提出期限は2月21日（金）までとします。
- ※ファイル形式は「mp4」でお願いします。

よくある質問

Q 補助金の手続きは不慣れなのですが

A 市民協働推進課及びライフパルでは、提出書類の記入方法などについてお伝えしています。ご相談の受付は事前予約とさせていただきますので、ご希望日の数日前にご連絡いただきますようお願いいたします。

また、電話やメールでの相談も行っていますので、お気軽に市民協働推進課までご連絡ください。

Q 補助金決定の通知はいつごろなの？

A 市民のみなさんからの届出の集計が終了次第、2週間程度変更申請受付期間を設け、その後に決定通知を送付するため、9月上旬を予定しています。

7. 補助金の額について

交付申請ができる補助金の額は、申請事業に係る補助対象経費によって異なります。

- (1) 補助対象経費が5万円以下の場合、全額申請できます。
- (2) 補助対象経費が5万円を超える場合、5万円に、5万円を超える部分の2分の1を加算した額まで申請できます。**(限度額30万円)**

～計算方法～

$$(\text{補助対象経費} - 5\text{万円}) \div 2 + 5\text{万円} = \text{交付申請額}$$

※この補助金は、各団体が申請した金額がそのまま交付されるわけではありません。
各団体への補助金交付額は、市民一人ひとりが応援したい団体を選び、市に届出した結果に応じて決定します。

※全ての団体の補助金交付予定額の合計が、補助金の予算額を上まわる場合は、全補助対象団体一律に予算内の減額調整をさせていただきます。

8. 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち下記の表に掲げるものです。

領収書がないものや団体の維持管理に関する経費、使途が不明なものは対象となりません。

【補助対象事業を実施するために直接必要となる経費の例】

経費区分	内 容
報償費	<p>広く大分市民を対象にした事業実施当日に係る専門的な技能・知識等を有する指導者、講師等に対する謝礼 ※詳細はP15の一覧表参照 【具体例】</p> <p>○講演会などで招聘する、学者・評論家・芸術家・医者・弁護士等の著名人もしくは高度の有識者 県内：1回（2時間）あたり5万円以内 県外：1回（2時間）あたり10万円以内 ※団体の構成員も対象</p> <p>○専門的な知識を要する事業における指導員・講師等 5,000円以内 ※団体の構成員も対象 ※指導員・講師等は有資格者（国家資格・公的資格）であり、その業を以って収入を得るものに限る。</p> <p>○不特定多数の市民を対象に実施するイベントや講演会のスタッフの日当 4時間未満：2,000円以内 4時間以上：3,000円以内 ※団体の構成員は対象外</p> <p>○団体（2名以上）の出演謝礼等 50,000円以内 ※団体の構成員は対象外</p>
旅費	<p>広く大分市民を対象にした事業実施当日に係る費用</p> <p>○講師、出演者の招聘旅費（実費）</p> <p>○講師、指導者等の交通費 ※事業で直接使用する自動車の燃料費については走行距離に15円/kmを乗じて算出した金額を対象経費とします。なお実施の際は必ず「日時」、「経路」、「目的」、「走行距離」、「支払額」、「名前」等を記した運行記録簿を作成し、管理してください。団体構成員のタクシー代も同様とします。（団体構成員のタクシー代は全額は認められません）</p>
消耗品費	<p>○コピー用紙、封筒、インク等の文具、事務用品類</p> <p>○啓発用配布物（ティッシュ等）</p> <p>○花の種、苗、肥料、客土等の園芸用品類</p> <p>○清掃用具</p> <p style="text-align: right;">など</p>
燃料費	<p>○機材、車両等の燃料費（明細等が明確に分かるもののみ対象）</p> <p>○イベント会場で使用するガス代、薪代、炭代等</p> <p>○草刈機、借用農機具、借用車両、発電機等の燃料費</p> <p style="text-align: right;">など</p>

経費区分	内 容
食糧費	○夏場のごみ拾いなど、 熱中症対策のための水分補給が必要な場合 にイベントに参加する市民や事務従事者に配布するお茶・スポーツドリンク・塩あめ代 ※ジュース・塩あめ以外のあめは不可
印刷製本費	○パンフレット、ポスター、冊子等の印刷代、各種資料、チラシ等のコピー代など ○写真現像、焼付代（広報・記録用）
通信運搬費	○案内文書や物品等の郵送、配送料（切手、宅配料等） ○イベント会場等への備品、機器等の運搬料
広告料	○新聞、雑誌、テレビ等への広告料
保険料	○参加者、スタッフに対する保険料（ボランティア保険、傷害保険等）
手数料委託費	団体の本来の業務では対応できない専門的な技術、知識を要するもの ※事業のすべてを委託する場合は不可 ○保安、警備業務、音響設備、会場設営業務などの委託料 ○看板等の作成、設置等の業務に伴う委託料 ○クリーニング代
使用料賃借料	○講演会、行事などのホール、会議室の会場使用料 ○外部からの器具、機械、車両等のレンタル代 ○事業に係るごみ処分料 ○講演会を開催する際に講師を招聘した場合などのタクシー代（実費）
原材料費	○木材、土砂、ビニールパイプ、コンクリート等の材料費 ○イベント等で不特定多数の市民を対象に調理したものをふるまう場合の食材費 ○市民を対象にした料理教室等での食材費
備品購入費	○行事、作業等に必要な機器、備品、衣装（5万円以上を目安とする） ※毎年購入しなければならない備品は不可

【感染症予防にかかる補助対象経費の例】

活動を行う際に必要な感染症予防をするための消耗品として「マスク」、「アルコール消毒液」、「フェイスシールド」など、備品として「非接触型の体温計」、「アクリル板」、「扇風機等の換気用品」などの購入費については補助対象経費となります。

ただし、「マスク」については、事業実施当日の参加者で忘れた方への配布用とします。

活動を伴わない配布やストックを目的とする「マスク」や「消毒液」などの購入は補助対象外となります。

【補助対象経費とならない経費の一例】

(1) 領収書等が無く、支出したことが確認できない経費

※金融機関等の振込明細書を添付する場合は、振込先の口座等が記載された請求書も必ず一緒に添付すること。

(2) 構成員の所有する物品等の借用に対する謝礼、使用料

(3) イベント・大会等の参加者に対しての参加賞、記念品、賞品、賞金の経費

(4) 懇親会や慰労会等の飲食代、スタッフ等の飲食費（弁当、茶菓子、お茶代等）

(5) 団体の維持管理や組織運営に関わる経費

- ① 継続的な雇用関係にあるスタッフの人件費
 - ② 構成員のみで行う会議や打ち合わせ、研修、練習、交流会等に係る経費
 - ③ 事務所の家賃や光熱水費（電気、ガス、水道、電話料金等）
 - ④ 事業実施後も継続的に組織運営に使用する備品（パソコン、テレビ等）
- (6) その他事業実施に直接必要と認められない経費

※事業終了後に行う実績報告において、対象とならない支出があった場合、補助金交付決定後であっても補助金は減額となりますのでご注意ください。

9. 団体を選んで応援届出ができる方

- (1) 令和7年6月1日の時点で18歳以上の大分市民
 - (2) 令和7年6月1日の時点で18歳未満の大分市民で個人市民税を納めている方
- ※届出時点で市税等の滞納がある場合は届出が無効となります。

10. 応援届出の方法

応援届出の方法は、窓口、郵送、FAX、インターネットの4つがあります。

なお、令和7年度の応援届出受付期間は6月1日（日）～7月31日（木）を予定しています。

住所、氏名、生年月日、応援する団体番号といった必要事項に記載もれがあると無効票となります。

市民の皆さんに応援届出をお願いする場合は、必要事項を、必ず届出者本人が記入し、届出用紙のチェック欄を活用することを申請団体の皆さんからも徹底してください。

※無効票の割合について

	応援届出者総数	無効届出者数	無効届出者割合
令和3年度	19,704人	1,834人	9.3%
令和4年度	19,021人	2,190人	11.5%
令和5年度	21,452人	2,034人	9.4%
令和6年度	21,652人	2,138人	9.8%

よくある質問

Q 市民の応援届出が集まるか心配なのですが…

A まずは団体のメンバーや、メンバーのご家族などから応援のお願いをしてみましょう。活動をPRするチラシなどを作成し積極的に配布するのも良いでしょう。ただし、**過度なお願いをするなど、市民の信用を失うような行為は厳に慎んでください。**

1 1. 応援金額について

団体を応援できる金額は、「前年度の個人市民税額」により市民一人ひとり異なります。

- (1) 納税義務者の場合・・・前年度の個人市民税額の1%と平均額【注1】を比較して高い方の額
- (2) 非課税者の場合・・・平均額

【注1】平均額とは、前年度における大分市の個人市民税総額の1%を18歳以上の人口で除した額です。令和6年度の平均額は652円でした。

※お一人につき3団体まで応援することが可能ですが、複数団体を選択した場合、上記のいずれかの金額を等分した額(端数切捨て)が、それぞれの団体への応援額となります。

(例) 個人市民税額の1%額が1,000円の方が応援届出をした場合

1団体選択した場合・・・応援額は1,000円

2団体選択した場合・・・応援額はそれぞれ500円ずつ

3団体選択した場合・・・応援額はそれぞれ333円ずつ となります。

なお、4団体以上を選択すると全ての届出が無効となります。

1 2. 補助金交付額の決定方法について

補助金交付額は、市民一人ひとりの応援金額を積み上げたものとなります。

例えば、Aという団体が、補助対象経費20万円の事業を申請したとして、補助金の交付申請額は、 $(20万 - 5万) \div 2 + 5万 = 125,000$ 円が上限となります。

ここで、次の6人がA団体へ応援届出をしたとします。

(※平均額は620円と仮定します)

	個人市民税額	個人市民税1%額	A団体への応援額
aさん(18歳以上)	100,000円	1,000円	1,000円
bさん(18歳以上)	40,000円	400円	620円(平均額)
cさん(18歳以上)	0円(非課税)	0円	620円(平均額)
dさん(18歳未満)	70,000円	700円	700円
eさん(18歳未満)	0円(非課税)	0円	0円(届出無効)
fさん(18歳以上) 2団体応援	100,000円	1,000円	500円
合 計			3,440円

- ① aさんは18歳以上で、個人市民税の1%額が平均額を超えているので、1%額が応援の金額となります。
- ② bさんは18歳以上で個人市民税を納付していますが、個人市民税の1%額が平均額を下回っているため、平均額が応援の金額となります。
- ③ cさんは18歳以上の個人市民税非課税者なので、平均額が応援の金額となります。
- ④ dさんは18歳未満ですが、個人市民税を納めているので応援届出をすることができます。dさんの場合は、個人市民税の1%額が平均額を超えているので、1%額が応援の金額となります。
- ⑤ eさんは、18歳未満で個人市民税非課税ですので応援届出をすることができません。この場合、届出をしても無効票という取り扱いになります。
- ⑥ fさんは18歳以上で個人市民税の1%額が平均額を超えているので、1%額が応援の金額となりますが、2団体を選択して届出をしているため、A団体への応援金額は1,000円を2で等分した500円となります。

よって、A団体のこの時点での補助金交付額は3,440円となり、交付申請額を達成するためには、あと121,560円分の応援届出が必要となります。

※全ての団体の補助金交付予定額の合計が、補助金の予算額を上まわる場合は、全補助対象団体一律に予算内の減額調整をさせていただきます。

よくある質問

Q 応援届出金額が多かったため応援希望額を増額したいのですが

A 市民活動団体それぞれに合った事業を行ってもらい、無理をせず活動を続けていただくことを本事業の趣旨としています。そのため、届出終了後の減額及び取下の申請は受け付けておりますが、増額は認めておりません。

減額及び取下申請については、8月中旬から行うことができます。

Q 団体の情報は、どの程度まで市民に公表するの？

A 市民の皆さんに、目的、活動内容などを知っていただくため、また、届出を行う市民の皆さんへの説明責任を果たす意味からも、申請書、実績報告書等は、大分市のホームページで公表します。

※担当者の氏名、連絡先等は公表しません。

Q 応援届出者の方は教えてもらえるの？

A 応援届出者に関するお問い合わせ（住所・氏名・有効無効等）については、個人情報のためお答えできません。

13. 補助金の交付について

事業終了後は速やかに、事業の実施内容を取りまとめて、実績報告書を提出していただきます。提出いただいた、実績報告書を審査のうえ補助金額を確定し、その後補助金を交付します。

【概算交付（前払い）について】

これまでに1%応援事業で補助金の交付を受けた実績がある団体については、補助金交付額が決定する9月以降に、概算交付を請求することができます。概算交付を受けた団体も事業完了後、速やかに実績報告書を提出していただき、補助金の精算をしていただきます。

※精算時に、この補助金とそれ以外の収入との合計額が、支出の総額を上回る場合は、その差額を補助金額から控除します。また、精算額が補助金の概算交付額を下回る場合は、その差額を払い戻していただきます。

注意！ 9月下旬までに事業が終了している団体については、概算交付請求はできませんので、実績報告をお願いいたします。

14. 報償費基準額表

講師等区分		基準額
学者・評論家・芸術家・医者・ 弁護士等の著名人もしくは高度 の有識者 ※申請団体の構成員も対象	県内	1回（2時間）あたり 50,000円以内
	県外	1回（2時間）あたり 100,000円以内
教育関係 ※申請団体の構成員も対象	大学教授（県内）	1時間 15,000円以内
	大学教授（県外）	1時間 20,000円以内
	その他教職員	1時間 10,000円以内
会社・事業所等 ※申請団体の構成員も対象	役員（県内）	1時間 10,000円以内
	役員（県外）	1時間 15,000円以内
申請団体以外の団体等（2名以上） ※出演謝礼等 ※申請団体の構成員は対象外		50,000円以内
有償ボランティア ※申請団体の構成員は対象外	4時間未満	2,000円以内
	4時間以上	3,000円以内
専門的な知識を要する事業における指導員・講師等 ※申請団体の構成員も対象 ※指導員・講師等は有資格者（国家資格・公的資格）であり、 かつ、その業を以って収入を得ているものに限る。		5,000円以内